

10月25日 事務次官等会議

10月26日 閣議

10月28日 公布(予定)

平成16年10月

内閣府

「災害対策基本法施行令の一部を改正する政令案」について

1. 政令の概要

本政令案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものである。

2. 政令の内容

- (1) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に伴う条項ずれ
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律による条項ずれを踏まえ、災害対策基本法施行令第18条第3項第5号、同条第7項及び同条第8項を改正する。
- (2) 附則：施行期日
公布の日より施行する。

連絡先

内閣府政策統括官(防災担当)付

参事官(総括担当)付 菊池、江口、秋元

電話：03-5253-2111(代)(51205・51210)

03-3501-5408(直)

政令第三百三十一号

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令

内閣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）の施行に伴い、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第五号中「第七条」を「第五条」に改め、同条第七項中「第十三条の三」を「第十四条」に改め、同条第八項中「第十一条の八第一項及び第二項」を「第十一条の八第一項」に、「第十三条の三」を「第十四条」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。